

稲城市スズメバチの巣駆除費助成交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、スズメバチの巣の駆除に要する経費の一部を助成することにより、スズメバチによる被害を防止することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であって、専門の業者により当該巣の駆除を行ったものとする。

(1)稲城市内に所在する居住用の建物の敷地内において、スズメバチに営巣された建物、樹木等を所有する個人又はマンション管理組合

(2)稲城市内に所在するスズメバチに営巣された建物、樹木等がある敷地内に居住する者であって、当該建物、樹木等の所有者にスズメバチの巣の駆除の許可を得ているもの

(助成要件)

第3条 助成の対象となるスズメバチの巣は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

(1)建物の壁、塀、敷地内の樹木等にスズメバチが営巣した巣が目視できること。

(2)巣にスズメバチが出入りし、及び生息していることが確認できること。

(3)日常生活に支障が生じている、又は他者の安全に支障を及ぼしていること。

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、スズメバチの巣の駆除に係る経費（当該駆除のために行う建物の一部取壊しに要する費用その他巣の駆除に付随する作業に係る費用を除く。）であって、当該年度に係るものとする。

(助成金の交付額)

第5条 交付額は、一つの巣に対し、2,000円を上限とする。ただし、対象経費の額が2,000円に満たないときは、100円未満に端数を切り捨てた額とする。

(助成金の交付申請及び請求)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、スズメバチの巣の駆除を行った日の

属する年度の末日までに、スズメバチの巣駆除費助成金交付申請書兼請求書（第1号様式）に駆除業者の発行する領収証及び当該駆除の前後の状態が確認できる写真を添えて、市長に提出しなければならない。

（助成金の交付決定）

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、当該審査の結果、助成することが適当であるか否かを決定し、当該決定の内容をスズメバチの巣駆除費助成金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付が適当であると認める場合は、前条に規定する請求により助成金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第8条 市長は、前条1項の規定により助成金の交付の決定を受けた者が不正な手続きにより助成金の交付を受けた場合は、当該助成金の交付の決定を取り消すことができる。

（助成金の返還）

第9条 市長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る助成金を既に交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。